平成２７年（フ）第９５号
沖縄県糸満市西崎町３丁目７番地の９　県営西崎第二団地１号棟204号
債務者　萩原　篤敏
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４号
宮城県大崎市古川福浦１丁目３番29号　さんふくイトウＢ棟205号
債務者　千葉　綾奈
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
神戸市須磨区多井畑字清水23番地の１　101号
債務者　山本　知子（旧姓濵）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
山口市大内御堀899番地１　コーポ奈佳Ⅲ201号
債務者　土田　佳孝
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
岐阜県本巣市長屋440番地１
債務者　宇佐美みどり
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
滋賀県野洲市久野部187番地５　グランドール野洲106号
債務者　鈴木　健太
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４号
滋賀県草津市青地町995番地　ガーデンハイツ山黄110号
債務者　田中　信之
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７０号
広島市東区光町２丁目７番10―501号
債務者　中村　　進
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
広島市東区光町２丁目７番10―501号
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
広島県尾道市門田町30―１　パッション102、住民票上の住所広島県尾道市門田町55番１号
債務者　片本　清司
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２２号
広島県三原市鷺浦町向田野浦3250―５、住民票上の住所広島県府中市篠根町685番地２
債務者　粟根　静子（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市春山町1611番地10
債務者　西村喜代志
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町15番２号
債務者　小笠原一二三
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目27番地１　市住3251号
債務者　松島比出斗
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道小樽市オタモイ１丁目13番２号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目20番２号　エポーズ02
債務者　小林　浩紀
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１５号
山形県新庄市万場町２番14号　グループホームポラリスイーグル、住民票上の住所山形県最上郡真室川町大字平岡1761番地３
債務者　髙橋　泉圭
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第６０号
長野県松本市渚４丁目８番１号
債務者　高橋　秀昌
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
長野地方裁判所松本支部